
午後 2時00分開会

○議長（犬飼信雄） これより平成28年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が3件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げますとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼信雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議長において13番、尾岸健史議員、14番、上條美智子議員、15番、前山健治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（犬飼信雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号から議案第3号まで

○議長（犬飼信雄） 日程第3、議案第1号、第2号及び第3号の以上3件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成28年松本広域連合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて冒頭、議案の提案説明に先立ち、当広域連合を取り巻く状況について若干申し上げます。

まず、松本市の「中核市」移行への取り組みについて、当広域圏構成市村のご理解ご協力をいただきたく一言申し上げます。

既にご承知かと存じますが、松本市が「中核市」への移行の取り組みを進めるに当たり、去る11月4日に、私から直接阿部県知事に対し、協力要請を行ってまいりました。

「中核市」への移行につきましては、多くの事務が長野県から松本市に移譲されることとなりますが、とりわけ保健所の設置が大きな課題の一つでございます。今後、保健所の設置方法やあり方につきましては2市5村の皆様にもしっかりとご協議させていただきたいと存じます。

また、「中核市」への移行にあわせ、将来にわたる松本広域圏3市5村の共通課題の解決と活力ある地域社会を維持するため、当広域圏の連携中枢都市圏の形成についても検討を重ねてまいりたいと考えております。

連携のあり方等につきましては、これまで3市5村との間で築き上げてまいりました信頼や協力関係を大切に、十分ご協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

次に、8月10日、11日の「第1回山の日記念全国大会」に関連して申し上げます。

国民の祝日「山の日」の制定につきましては、山岳観光を担う当広域圏の皆様方のご理解を得ながら松本市が発足時から「山の日制定推進協議会」に参画し、その推進役を果たしてまいりました。おかげさまで「山の日」制定を祝って、「第1回山の日記念全国大会」が上高地で開催され、私が実行委員会会長の大役を仰せつかり、滞りなく記念すべき第1回大会を挙行することができました。改めまして、長野県を初め関係各機関のご支援に厚く御礼を申

し上げます。

11日の開会式には、皇太子殿下、同妃殿下のご臨席を仰ぎ、天下の名峰、穂高岳を眺めながら、「山の日」の意義を全国に、そして世界に発信できたものと思っております。

当日は、当広域連合の市村長の皆様にもご多忙の中ご出席いただき、心から感謝申し上げます。

あまたの山の恵みに預かっている当広域圏といたしましても、次代を担う子供たちにその恩恵を引き継ぐため、さまざまな機会を通して「山の日」の意義を広めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、風水害に関連する防災についてでございますが、今年の台風の発生状況は、8月に入って急増し、北海道では台風7号、11号、9号が1週間に連続して上陸するという統計開始以来の記録となり、河川の氾濫などによる住宅への浸水、農作物が冠水する被害が報じられました。

さらに、台風10号は寒冷渦などの影響により、極めて変則的な進路をたどり、岩手県、北海道では多くの尊い人命が失われております。

また、当広域圏内では、台風16号が8月20日から21日にかけて松本地域に大雨をもたらし、関係市村の各地で土砂崩れや倒木などが発生しました。一部の地域では避難準備情報も出され、一時的に自主避難した世帯の住民もおられました。

さらに、台風18号から変わった温帯低気圧の影響で、松本地域の一部でも倒木による通行どめや住宅の一部損壊、停電などが発生しましたが、幸いにも人的被害はございませんでした。

この9月初旬には関係市村の各地で、地域住民を主体とする自主防災組織と防災関係機関の連携などを主眼とする総合防災訓練が行われたところでございますが、住民の皆様には大災害がどこの地域でも起こり得ることを念頭に、引き続き自助・共助の力で防災意識を高めていただきたいと思いますと考えております。

また、9月4日、3市5村と松本、塩筑、安曇野の3つの医師会が連携した「松本広域圏における合同医療救護訓練」が実施されました。情報伝達訓練や医療救護所訓練などを通じて、被害状況の把握や医療機関の受け入れ状況の確認など、広域的かつ実践的な訓練を通して「広範囲な被害発生」に対応していきたいと考えております。

次に、信州まつもと空港に関連して申し上げます。

本年6月に、長野県では「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を明らか

にしました。この方針を受け、関係団体で構成するプロジェクトチームが発足し、今日1日には、県に専門部署である「松本空港利活用・国際化推進室」が設置されました。

今後は、当広域圏といたしましても、空港の国際化、国内線の拡充などの「取組方針」の実現に向けて、引き続き長野県と協力して、積極的に信州まつもと空港の拡充整備の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、こちらに関しましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、松本地域ふるさと基金事業に関連して申し上げます。

7月の臨時会以降、関係市村の協力をいただきながら、松本地域の観光情報の発信や積極的なPRを実施しております。

松本地域を訪れる観光客の多くは首都圏からの来訪者であることから、JR東日本、長野県などの協力を得ながら、9月にはJR立川駅、JR八王子駅で松本地域の観光PR及びパンフレットの配布など、多摩地域からの誘客促進と回遊性の向上を図りました。

10月と11月には、信州まつもと空港地元利用促進協議会と連携し、空港利用促進、松本地域への誘客、周遊促進のPRのため、福岡市で「RKBラジオまつり」や「福岡マラソン」において、信州まつもと空港の利用宣伝及び信州全域の観光PRを、特産品の販売とあわせて一体的に行ったところがございます。引き続き関係市村や団体の皆さんと協力しながら、松本地域の観光誘客や観光振興、並びに地場産業の振興などにつなげてまいります。

それでは、ただいま上程されました条例改正2件、決算の認定1件の計3件の提出議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 松本広域連合一般職の職員の給与に関する条例及び松本広域連合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、さきの地方公務員法の一部改正に伴い所要の改正をするものでございます。

次に、議案第2号 松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例は、7月の臨時会でもご説明いたしましたが、重大な消防法令違反のある防火対象物について、平成30年度からの公表制度の実施に向け、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第3号 平成27年度決算について申し上げます。

まず、一般会計の決算額は、歳入が42億852万円、歳出が40億9,515万円で、形式収支、実質収支ともに1億1,337万円の黒字決算となりました。

また、特別会計では、収入が2,406万円、歳出が1,793万円で、形式収支、実質収支ともに612万円の黒字決算となりました。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） 次に、監査委員から、平成27年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審査意見の報告を求めます。

花岡代表監査委員。

○代表監査委員（花岡興男） ただいまご紹介をいただきました監査委員の花岡でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、平成27年度松本広域連合一般会計、特別会計決算及び基金運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月8日に金田監査委員とともに審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令で定める様式により作成されており、その計数等につきましても関係諸帳簿と符合し、正確であると認めました。また、各基金におきましてもその設置目的に従って運用されており、適正に管理されているものと認めました。

さらに、意見といたしまして6点申し上げますので、ご報告申し上げます。

第1点目といたしましては経費の節減でございます。日ごろから業務の効率化を目指し、経費の節減に努力されておりますが、関係市村の財政状況には厳しいものがありますので、今後も経費の節減についてはより一層努めていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、消防職員の定数管理でございます。消防学校の派遣研修等により一時的にでも現場の消防職員が減少すると推察されるため、適切な消防力が維持されるよう工夫していただくことをお願い申し上げます。

次に、ビッグデータを活用した松本地域の観光変革プロジェクトでございます。ビッグデータを活用した松本地域の観光変革プロジェクトにつきましては、よい取り組みであると考えますので、今後もデータの検証結果に基づいた事業展開がされるよう努めていただくことをお願い申し上げます。

次に、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会でございますが、昨年度からマイナンバーの利用が開始されました。各市町村におきましてもさまざまな事業にマイナンバーを用いているところでございますので、関係市村と連携を密にしながら円滑な運営に努めていただくことをお願い申し上げます。

次に、違反対象物に係る公表制度でございます。違反対象物を公表することにより建物の所有者等から苦情が出る可能性もあると考えられますので、制度の確立はもとより、住民等への周知方法を十分に検討し、実施していただくことをお願い申し上げました。

最後に、通信指令システムでございます。平成31年度に部分改修が必要とのことですが、通信指令システムは多額の費用が必要となりますので、計画的に事務を進め、経費の節減ができるよう努めていただくことをお願い申し上げました。

以上申し上げまして、決算審査の意見の概要といたします。

なお、詳細につきましては、広域連合長に提出し、ご配付してあります審査意見書をご覧くださいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（犬飼信雄） ただいま当局から上程議案に対する説明があり、また監査委員から決算審査の意見報告がありました。

日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（犬飼信雄） 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、18番、松澤好哲議員、23番、池田国昭議員2名であります。

松澤好哲議員の発言を許します。

18番、松澤好哲議員。

○18番（松澤好哲） 11月の定例会で質問させていただきます。

初めに、議長と議運の許可を得まして質問の関連資料を配付させていただきましたので、よろしくお願いします。

きょうは3点の質問と提案をさせていただきます。

まず、広域行政についてですが、私も10年、この議会に出させていただいているわけですが、安倍政治のもとで合併の惨たんたる結果、これは参議院での調査会、地方制度調査会の副会長として合併を力強く進めてきた西尾勝氏が言っていることでもあります。そういうところからきて生まれたのが地方創生の今行われているところというぐあいに感じます。また、連携中核都市の指定で中心都市と周辺自治体が協定を結ぶものとされているところであります。

私はこの視点ではなく、広域での連携は非常に重要だというぐあいに考えているところです。なぜならば、基礎自治体の自立と地域住民の主人公としての観点を貫くには、憲法の8章を言うまでもなく、身近な住民自体の自治が必要だと考えているわけです。安曇野市の合併の経験をしましたけれども、ここからもつくづくこの点を感じているところでもあります。どのように努力しても骨粗しょう症になっていくことは、あるいは希薄になっていくことは免れない状況だというぐあいに感じているわけでもあります。

そこで、住民自治の観点から、何でも広域という観点ではなく、また、中核都市圏構想に道を開く立場ではなく、ましてや道州制への道を開くわけではなく、以下の点について共同連携を提案し、広域連合長に質問するわけでもあります。

安曇野市議会では、きょうの質問は3つですが、してきたところでもあります。安曇野市長も4市等で提案はしているが、なかなか実現厳しいという答弁もされているところでもあります。何がネックで、どうすれば連携で解決できるのか、連合長にお尋ねするわけでもあります。

1つ目は、広域でのごみ処理、クリーンセンターの問題であります。

松本広域連合の3市、塩尻、松本、安曇野、20年、30年単位でごみ焼却の対応に当たる。20年とすると60年、30年とすると90年、100年の計で、広域での建設、維持管理、次期の建設選択等すれば計画的にできるわけでもあります。当然道路や運搬費用、経費はかかるわけですので、また、もちろん関係市村の連携のもとでこれを進めていったらどうかという点で提案するわけでもあります。

2つ目は、広域での地下水の涵養と保全と地下水条例についてであります。

安曇野市では、地下水条例を既に制定しているところでもあります。信大の藤縄教授と安曇野市の地下水条例制定での報告によれば、この松本平の地下水は塩尻から大町までの洗面器のような形で地下水が認められているわけでもあります。そこで企業が無尽蔵にくみ上げるのではなく、広域の各市村で条例制定をし、県と共同で地域で地下水を涵養と保全をすることで、松本広域連合でこの連携条例で対応できないかという点であります。

今調べによりますと、この27年度ですけれども、この松本盆地の地下水は191億トンあると言われていています。そして昨年ですけれども、年間の減っていく率、昨年だけで500万トン減っているというぐあいに報告されているわけでもあります。こういう意味で、この財産である地下水をどうしていくのかということでもあります。

くみ上げるのはどんどん企業が自由、企業だけではありませんけれども、どこでも自由にくみ上げられるわけです。減る地下水に安曇野市だけで市民の税金を今投入しているところ

であります。水張り田に1反歩1万6,500円投入して、このくみ上げられた地下水の減っていく分について涵養しているわけでありまして、こういう点で安曇野市が対応しただけでは間に合いません。この地下が地盤沈下していく可能性も十分あるわけでありまして。先ほど言いましたように年間500万トンも減っていくわけですので。我々の足元であるこれは公水——公の水ということです。公水である地下水の涵養保全、この関係の広域でやろうということで提案するわけでありまして。ましてや4市の協議では県も入っているわけですが、広域の議会の対応も必要になってくる。こういう点で連合長にこの松本広域連合でこれをしないか、こういう提案でございます。

3つ目は、地域での山岳と里、世界遺産、そういう点では松本城もありますし、安曇野では今回認定された拾ヶ堰の問題があります。

松本では松本城を世界遺産に、安曇野では拾ヶ堰の世界かんがい遺産に制定しようということで力を注いできました。私は16年以上前に飛騨高山から小谷までの山岳——このアルプスです。山岳とその裾野の里を世界遺産、文化遺産にして登録し、観光だけではなくして、保全と涵養、地域おこし、再生、そして後世に確実に残すよう提案してきたところであります。

このたび幸いにして、安曇野市の土地改良区、拾ヶ堰など関係者の長いご努力で長い懸案でありましたこの拾ヶ堰は11月8日にタイで開かれた国際理事会で世界かんがい遺産に登録されることができました。この機会に、この北アルプスとその山麓に広がるこの地域を世界遺産に登録するよう、連合長として松本地域としてどのように検討しているのか。今後どのように展望を開いていこうとするのか。それぞれの町村が別々にやるのではなくて、この広域で考えたかどうかということでもあります。

また、私は世界遺産にしていくということですが、この郷土を広い観点から見直して再認識する必要があるというぐあいに考えています。ここにある財産であり、この財産を再発見していく。そしてかけがえのない財産と宝をどのように生き生きして、これをきちっと後世に伝えていくかということが鍵だろうと思うんです。ここで現在幸か不幸か、こういう使命を持っているのが今住んでいる我々ではないかというぐあいに考えるわけです。文明により、また時代の変遷の中で文化や自然が壊され、消えていくことを私は危惧するわけがあります。

今申し上げた特に2の点と3の点については確かに広域の事業になっているのではないわけですが。これは承知しております。だから松本広域行政の中にこの点を入れるよう今回提案

するものでございます。

以上で質問を終わります。

○議長（犬飼信雄） 菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 松澤議員のご提案を含めた3点のご質問にお答えいたします。

まず初めに、広域でのごみ処理についてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり、一般廃棄物の処理につきましては、法律の定めるところにより、市町村の事務とされておりますが、環境への負荷、効率的な施設運営などの観点から、一部事務組合及び広域連合でも実施されております。

そこで、広域連合で焼却場の対応をしてはどうかというご質問につきましては、こうした将来的な課題に対応するため、当広域連合の事務規約におきましても広域的なごみ処理の対応に関する事務が位置づけられておりますが、現時点ではまとまった形で結果を出すには至っておりません。そもそも広域的なごみ処理計画につきましては長野県と当時の関係市町村が松本地域ごみ処理広域化計画を定めており、平成23年の見直し案では、安曇野市ほか1町4村を構成する北部地域及び松本市ほか1市2村を南部地域とする二眼レフ構想を検討した経過があります。その後成案となっておりませんが、現実には見直し案どおり、北部地域に穂高広域施設組合、南部地域に松塩地区広域施設組合の2つの一部事務組合により運営が行われております。

松塩地区の新施設稼働はおおむね平成41年度以降を予定しており、穂高広域は新炉建設の準備作業の段階と伺っております。したがって、広域でのごみ処理につきましては、両組合の事業主体のご意見を伺いながら、今後の展望を踏まえ、長野県が定める長野県ごみ処理広域化計画とも整合を図りながら、最も適正なごみ処理について長期的に研究すべき課題と考えております。

次に、広域での地下水涵養と保全並びに広域での山岳と里を世界遺産にというご要望についてお答えします。

ただいまは松澤議員の両提案にかかわる長年にわたる丁寧な調査研究活動に基づいたご提言をいただきました。確かに貴重なご提言ではございますが、2つの課題につきましては、必ずしも広域圏事務としての共通認識には至っておりませんので、現段階ではご意見、また、ご提言として受けとめさせていただきます。

なお、参考までに申し上げますと、広域での地下水涵養と保全につきましては、平成24年にアルプス地域地下水保全対策協議会が設立されまして、現在一定の取り組みがなされてい

るところであります。また、お話がありました。ご承知のとおり、世界遺産関連では国際かんがい排水委員会が登録する世界かんがい施設遺産に国内13施設とともに拾ヶ堰がこのたび選定されたところのほど農林水産省から発表されました。これにつきましては、長年ご尽力されました皆様方に心から敬意を表し、お喜び申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 以上で、松澤好哲議員の質問は終結いたします。

次に、池田国昭議員の発言を許します。

23番、池田国昭議員。

○23番（池田国昭） 中核市、先ほど提案説明の中にも連合長、松本市の市長としても触れましたけれども、中核市と連携中枢都市圏構想に関連して、当松本広域連合にかかわる広域行政に関連して以下お聞きしたいと思います。

先ほども松澤議員のほうからも触れられておりましたけれども、平成の合併が全国的に進められ、当松本広域連合も19市町村から8市村というふうに変形して構成市町村が変わる形で合併が進みました。しかし、政府はこの平成の合併、当初のもくろみと比べて思うように進まないとするや、今度はそれに変わるものとして、定住自立圏構想というものを2008年あたりから打ち出してまいりました。もはや全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難ということで、中心市という市を中心に、周辺地域の住民の分も含めて都市機能を集約する、これが定住自立圏構想でしたが、しかし、これもこの合併にかかわるものとして集約とネットワーク化をねらったものでしたが、該当要件を満たす圏域は262全国にある中で、今日まで——2014年9月時点ですけれども、79にとどまり、これも今現在うまくいかない状況で推移してきました。

そしてそんな中で3年ぶりに政権に復帰した自公政権が今度打ち出したのがこれから話題にする新たな広域連携制度です。人口減少、少子高齢化社会でも、経済を持続可能なものとして国民が安心して暮らすには、核となる都市やその圏域を戦略的に形成することが必要、こういう形で打ち出されてきたのが今回の新中核市という制度、及びそれとセットとなっている連携中枢都市圏構想です。

この連携中枢都市圏構想は、基本的には地方中枢拠点都市と関係する自治体間の1対1の連携協約が基本となっており、この松本広域連合のような広域行政とは形を異にするものです。そういう意味では自由度が高い柔軟な連携とか言われておりますが、果たしてそうなのかということも先ほど松澤議員も申し上げました。私のほうからもこの新中核市制度と連携

中枢都市圏構想は何をもたらすのかということについて少しく述べたいと思います。

一連のこうした合併以来の集約とネットワーク化、うまくいかなければ、これでもか、これでもかと新たな地方再編を進めてまいりましたが、結局のところ、そのねらう先には道州制があるということを見据えておかなければいけないと思います。自治体間の相互依存とか相互扶助とか、確かに聞こえはいいですが、いわば依存と扶助なしには行政サービスがままならないという状況をつくってきた中で、ある識者に言わせれば、ちょっと大胆な表現かもしれませんが、結局のところ、半人前の自治体をふやしてきた中で、そういう状況をつくった中で出されてきている構想にすぎません。身近な行政サービスなどを中核市、そうした1つの市の自分の住んでいない自治体から受ける、そういうことにもなりかねない今度の制度は、結果として、サービスを受ける住民の声が提供主体の自治体などには届かなく、サービスの低下につながりかねない。結局、地方切り捨てをさらに進めることにつながる、そういう危惧があるものです。

こうしたやり方に対しては私は慎重の上にも慎重であるべきだということを申し上げた上で、以下質問をしたいと思います。

先ほども菅谷連合長が菅谷市長という立場からも発言をされました。松本市が中核市指定に向けて「慎重に推進」とマスコミには報じられました。当松本広域連合の連合長である菅谷松本市長の発言はあくまで慎重に検討して進めるという発言でしたが、マスコミにはその本質的な表現かどうか、「慎重に推進」という表現を使いました。

今後、この松本市が中核市になるかどうかという問題は、いずれにしても松本市の議論ですが、しかし、当松本広域連合に関わる市村に大きな影響を与えるというふうに思います。そんなこともあって、以下大きく2つの点をお聞きしたいと思います。

1つは、消防行政に関わる問題です。

今回の制度の中では市内の消防局で配置されている特別救助隊のうち1隊をより高度な救助活動が可能な高度救助隊に格上げをする、こういうふうに書かれております。でも、消防分野は当広域連合の中で行われているので、そのまま解釈としてはこの松本広域連合の消防局にかかわる問題になります。

そこでお聞きしたいのは、まず、既に市内にこの松本広域連合下で配置されている特別救助隊のうち1隊を高度救助隊に格上げするというふうに書かれておりますが、これはいわゆるできる規定なのか、それとも義務規定なのか、このことをまずお聞きしたいと思います。

2つ目、高度救助隊がどういうことになるのか。今現在、当広域連合の中にある特別救助

隊との関係での違いというものはどこにあるのかどうか。また、仮に——これはあくまで仮の話ですが、仮に松本市が中核市となった場合に、この高度救助隊に格上げする際に人的及び財源など、そうしたものはどのようになるのかということをお聞きしたいと思います。

2つ目は、これも先ほどの質問にも関わるかもしれませんが、連携中枢都市圏構想と当松本広域連合の今後についてです。

先ほど提案説明の中で少し触れられていました。まず、連携中枢都市圏構想と当松本広域連合の広域行政についての基本的な考え方について見解を述べていただきたいと思います。

そして今後、これも仮ですけれども、仮に松本市が中核市になった場合に、当広域連合として今後を考える行政事務項目というのはどうなるのか。先ほども具体的な提案にかかわったの発言があったわけですけれども、平成11年1月2日発足時に今後の松本広域連合の行政の事項については研究課題等も含めていろいろ書かれておりますけれども、連携中枢都市圏構想との関係で今後どのように考えていくのか、このことをお聞きして質問いたします。

○議長（犬飼信雄） 山本事務局長。

○事務局長（山本敏雄） 池田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、私から、連携中枢都市圏構想と松本広域連合の今後についてのご質問にお答えします。

松本広域連合は、関係市村において消防、介護認定など専門性が必要な事務を地方自治法及び松本広域連合規約に基づき共同処理しております。一方、一般的に、連携中枢都市圏構想は中核市が中核的な立場で、政策面での連携及び圏域の特徴を生かす取り組みなど個別事業について連携を行うものと承知しております。

連携中枢都市圏構想につきましては、松本市が中核市に移行後の課題となりますので、当広域連合といたしましてはその推移を見て研究したいと考えております。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） 続きまして、私から、松本市が中核市へ移行した場合の消防行政への制度的な影響についてお答えをいたします。

まず、特別救助隊と高度救助隊の違いについてでございますが、高度救助隊は、装備面で特別救助隊の装備に加え、画像探査機、熱画像直視装置及び地震警報機等の高度な救助用資機材を新たに装備する必要があります。また、隊員につきましても、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員5人以上で編成するよう国の省令で定められております。

現在、当消防局では、平成23年の東日本大震災を踏まえ、平成24年に策定をいたしました常備消防力整備に係る中長期構想において、大規模災害時等における消防力を強化するため、国が定めている必要な資機材とそれらを積載することができる救助工作車を平成25年の車両更新にあわせ渚消防署に配備をしております。また、隊員につきましても、国の通知に基づく140時間の教育訓練を受けた隊員を配置しております。既に高度救助隊としての機能を備えているところでございます。

したがいまして、松本市が中核市になりましても、消防行政への特別な影響はございません。

また、高度救助隊への移行に伴う国からの人員に対する措置や財政措置につきましても、特別な措置はございません。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 池田国昭議員。

○23番（池田国昭） 2回目は質問の通告をしてないので、今の答弁をお聞きした上での発言だけにとどめておきたいと思えます。

今、消防行政に関わってはいわば変わりなしということですので、このことでメリット、デメリットについては何もないということについて、私は松本市の市議会議員ですので、松本市の議論の中で、松本市が中核都市になることがいいのかどうかの今後の議論の中に生かしていきたいと思えます。

それでもう一つ、私さっきお聞きしたことで、できる規定なのか、義務なのかということについては通告してあったかと思ったのですが、義務規定なのかどうかだけ、ちょっとあったら教えてください。

2つ目です。ここからは松本市の中で議論すべきことですが、ぜひ松本市が中核市になり、連携中枢都市圏構想ということになれば、今日お見えの議員の皆さんにも関わる自治体の問題にもなるので、一言だけ申し上げたいと思えます。

松本市が中核市を目指すに当たって、行政サービスは市民に身近な自治体がやるべきであって、それは市民に対する行政の責任でもある。中核市に移行するに当たってはいろいろな課題はあるが、デメリットはないというふうに松本市の行政担当者が発言をしております。私はこの見地に立って、やはり中核市の移行の問題も、それから、当然さっき私が紹介をしました。連携中枢都市圏構想というのは基本的には1対1の関係になります。そういうこととの関係で言ったら、この発言と、でも連携中枢都市圏構想を松本市とほかの自治体が

組めば、この行政サービスは市民に身近な自治体がやるべきだということにも反する中身になります。などなど松本市の議会の中でも、私、市民の皆さんの声を聞き、菅谷市長も慎重にいろいろな市民の声も聞くという中で進めるとおっしゃっていますので、ここから先は松本市の12月定例市議会の中で議論ができるかと思えますけれども、そのことだけご紹介をしておいて、私の通告がなかったのなら仕方がないですが、義務規定なのか、できる規定なのかだけ、ちょっとわかったら教えていただいて、以上で発言の全てを終わりたいと思います。

○議長（犬飼信雄） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） 答弁がちょっと足りない部分がありまして、申しわけございませんでした。

先ほどの中核市には高度救助隊をできる規定か、置く必要があるかという質問でございますけれども、総務省令の中で救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令というものがございまして、中核市におきましては高度救助隊を置く必要があるということでございますので、義務規定ということでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 以上で、池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（犬飼信雄） 日程第5、議案第1号、第2号及び第3号の以上3件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号、第2号及び第3号の以上3件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時54分休憩

午後 4時15分再開

○議長（犬飼信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 委員長審査報告

○議長（犬飼信雄） 日程第6、議案第1号、第2号及び第3号の以上3件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、宮澤豊次議員。

○総務民生委員長（宮澤豊次） それでは、総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案2件について慎重に審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合一般職の職員の給与に関する条例及び松本広域連合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成27年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係決算につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、質疑、意見等の主な内容としましては、ふるさと観光事業に関して、ビッグデータの分析により明らかとなったさまざまなお宝資源を含めた松本地域の総合観光戦略を定めて観光事業の充実を図っていくことを検討してほしいとの要望がありました。

また、人気のある「スポーツ吹き矢教室」や経済波及効果の大きい「ロゲイニング」の開催について、開催場所での参加者が多くなる傾向にありますので、構成市村それぞれで開催していくべきであるとの意見がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） 次に、消防委員長、前山健治議員。

○消防委員長（前山健治） 議長よりご指名がございましたので、消防委員会委員長報告をさせていただきます。

委員会は、付託されました議案2件につきまして慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第2号 松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、

異議なく可決すべきものと決しました。

なお、公表制度に伴う住民への周知方法について質疑があり、理事者からはホームページ、広報等により周知徹底を図りたい旨の答弁がありました。また、違反對象物への是正については、現実的な対応も考えながら進めてほしいとの要望がありました。

次に、議案第3号 平成27年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係決算につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、本件につきましては、職員の長期派遣に伴う対応として消防力の低下にならないよう要望がありました。また、職員のメンタルヘルス対応についても万全を期すように要望がありました。

また、その他として、消防車両及び備品についての質疑がありました。

以上で、当委員会の報告とさせていただきます。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（犬飼信雄） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号、第2号及び第3号の以上3件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

○議長（犬飼信雄） 以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成28年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時22分閉会